

証券コード 2440

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

株 式 会 社 ぐ る な び

代表取締役社長 杉 原 章 郎

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催したく、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に関しては電子提供措置を取っており、下記ウェブサイト
「第37回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記の他、以下の東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しておりますので、会社名、又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認ください。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主の皆様におかれましては、株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権の行使をお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

①2026年3月31日までに書面交付請求をされた株主様は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

②2026年3月31日までに書面交付請求をされていない株主様は、2026年6月10日（水曜日）発送のアクセス通知（はがき）に記載されている＜書面（郵送）による議決権行使について＞をご確認ください。

【インターネット等の電磁的方法による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー
8階カンファレンスルーム Room 1 及び 2

<https://www.hibiya.tokyo-midtown.com/jp/conference/access/>



3. 目的事項

報告事項 (1) 第37期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第37期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等の電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載いたします。

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案及び変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的の変更・追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 2 条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (33) 条文省略 (新設) (新設) (34) 前各号に関連する一切の業務	第 1 章 総 則 第 2 条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (33) (現行どおり) (34) 温室効果ガス排出削減量または吸収量のクレジットに関する研究開発、売買、斡旋仲介およびコンサルティング (35) 銀行代理業 (36) 前各号に関連する一切の業務

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	たき ひさ お 滝 久 雄 (1940年2月3日生) 再 任	1963 年 4 月 三菱金属(株)（現三菱マテリアル(株)）入社 1989 年 10 月 当社取締役 1993 年 6 月 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事、現任） 1999 年 12 月 当社代表取締役会長兼社長 2001 年 6 月 当社代表取締役会長 2004 年 3 月 当社取締役会長 2010 年 2 月 当社代表取締役会長 2011 年 4 月 (株)エヌケービー取締役会長（現任） 2019 年 6 月 当社取締役会長（現任） 2021 年 12 月 (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役（現任）	普通株式 7,097,800株
		(担当及び重要な兼職の状況) (株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事） (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役	
	(取締役候補者とした理由) 創業者かつ株主の立場から企業理念を体現することで、全社的な成長と企業業績向上の実現を図ること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	すぎ はら あき お 杉 原 章 郎 (1969年8月26日生) 再 任	1996 年 3 月 インターネットサービス会社起業 1997 年 2 月 (株)エム・ディー・エム（現楽天グループ(株)）の 共同創業者として参画 1999 年11月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）取締役 2000 年10月 楽天ブックス(株)（現楽天グループ(株)）代表取締 役社長 2015 年 6 月 テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 2016 年 3 月 (株)楽天野球団取締役（現任） 同年 同 月 楽天(株)常務執行役員 同年 同 月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役（現任） 2019 年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	普通株式 1,322,789株
		(担当及び重要な兼職の状況) (株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役	
(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験とインターネットビジネスやEC事業に関する高い見識を当社の経営に活かし、飲食店DXのベストパートナーへの進化を実現し、業績回復と全社的な成長を達成すること及び取締役としての監督機能を適切に発揮することを期待したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	ふじ　　わら　　ひろ　　ひさ 藤　原　裕　久 (1960年11月6日生) 再　任 社外取締役 独立役員	1983 年 4 月　東京急行電鉄(株)（現東急(株)）入社 2011 年 7 月　同社執行役員 2015 年 6 月　同社取締役 2019 年 6 月　当社取締役（現任） 2022 年 7 月　東急(株)取締役専務執行役員（現任）	—
		（重要な兼職の状況） 東急(株)取締役専務執行役員	
		（社外取締役候補者とした理由） 経営陣からの高い独立性のもと、東急(株)において財務戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたい ため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待 しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	かき はら かず ひこ 笠 原 和 彦 (1954年10月15日生) 再 任 社外取締役	1977年 4 月 日本オリベッティ(株) (現NTTデータルウィーブ(株)) 入社 1982年 1 月 日本電気(株)入社 1989年10月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役 2002年 6 月 同社代表取締役副社長 2004年 4 月 (株)Tカード (現CCCMKホールディングス(株)) 代表取締役社長 2011年11月 (株)ワールド常務執行役員 2014年11月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) ポイントパートナー事業長 2019年 4 月 楽天ペイメント(株)取締役常務執行役員 同年 5 月 楽天(株)常務執行役員 2020年 9 月 楽天東急プランニング(株)代表取締役社長 (現任) 2021年 4 月 楽天ペイメント(株)取締役副社長 副社長執行役員 2025年 6 月 当社取締役 (現任) 2026年 3 月 楽天ペイメント(株)エグゼクティブプランナー (現任) (重要な兼職の状況) 楽天東急プランニング(株)代表取締役社長 楽天ペイメント(株)エグゼクティブプランナー	普通株式 4,745株
(社外取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と決済システム及びセールスに関する高い見識を当社の経営に活かし、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 (期待される役割の概要) 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	あん どう こう じ 安 藤 公 二 (1973年1月17日生) 再 任 社外取締役	1995 年 4 月 (株)セガ・エンタープライゼス（現(株)セガ）入社 2000 年 4 月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）入社 2002 年 8 月 楽天トラベル(株)取締役副社長 2006 年 4 月 楽天(株)執行役員 2013 年 2 月 同社常務執行役員 2023 年 4 月 楽天グループ(株)顧問（現任） 2023 年 7 月 NSグループ(株)代表取締役社長 2025 年 3 月 CPAエクセレントパートナーズ(株)取締役副社長 （現任） 2025 年 6 月 当社取締役（現任）	—
		（重要な兼職の状況） CPAエクセレントパートナーズ(株)取締役副社長 楽天グループ(株)顧問	
		（社外取締役候補者とした理由） 経営者としての豊富な経験とインターネット上の旅行関連サービスやベンチャーキャピタルに関する深い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、内部監査部担当役員としてのご経験に基づき、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	まつ むら りょう 松 村 亮 (1977年9月30日生) 再 任 社外取締役	2000 年 7 月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア(株)）入社 2004 年 12 月 A.T.カーニー(株)入社 2013 年 8 月 楽天(株)（現楽天グループ(株)）入社 2017 年 4 月 同社執行役員 2025 年 4 月 楽天グループ(株)専務執行役員 2025 年 6 月 当社取締役（現任） 2026 年 4 月 楽天グループ(株)副社長執行役員 コマース&マーケティングカンパニー プレジデント（現任） （重要な兼職の状況） 楽天グループ(株)副社長執行役員 コマース&マーケティングカンパニー プレジデント	—
	（社外取締役候補者としての理由） 経営管理の豊富な経験とマーケティングに関する高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、社外取締役としての監督機能を適切に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （期待される役割の概要） 上記の経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことを期待しております。		

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
 3. 杉原章郎氏は2025年6月27日をもってテクマトリックス(株)監査等委員である取締役を任期満了により退任しました。また、笠原和彦氏は、2026年3月23日付で楽天ペイメント(株)取締役副社長を退任しました。
 4. 藤原裕久氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。笠原和彦氏、安藤公二氏及び松村亮氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 5. 当社は、藤原裕久氏、笠原和彦氏、安藤公二氏及び松村亮氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。藤原裕久氏、笠原和彦氏、安藤公二氏及び松村亮氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告26頁をご参照ください。また、次回更新時に候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を更

新する予定があります。

7. 当社は、藤原裕久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。藤原裕久氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

<電磁的方法による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、2026年3月31日までに書面交付請求をされた株主様へは議決権行使書を、2026年3月31日までに書面交付請求をされていない株主様へはアクセス通知（はがき）を送付いたします。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにて議決権の行使が可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2026年6月25日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネット等による議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権の行使が可能です。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) アクセス通知（はがき）又は議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用の際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用にならない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用になれませんのでご了承ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用になれます。

5. インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960（通話料無料）
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

決算説明会資料などでは伝えきれない当社グループの取り組みをご紹介します。
・ぐるなび公式note
https://note.com/gnavi_official

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられたものの、全体として緩やかな回復基調が続きました。当社サービスの対象である外食産業においては、前期と比較し消費者の外食支出が増加傾向にあり、客数及び客単価双方の上昇により飲食店の売上も増加しましたが、一方で原材料価格の高騰や人材不足等、経営環境には厳しさもみられています。

当社は前期、中期事業方針（2024年3月期から2026年3月期）に掲げる2年目での黒字転換を果たし、コロナ禍以降のコスト抑制による赤字縮小フェーズから売上拡大による利益拡大フェーズへと移行いたしました。この利益拡大のペースを中長期にわたって加速し企業価値の拡大へとつなげるべく、当期においては、当社独自の強みである「サポート力」を最大限に発揮できる飲食店支援事業への注力を基本方針とし、「楽天ぐるなびの強化」「マーケティングエージェントの拡大」、そしてこれらの推進力や実効性を高める「商品造成力の向上」に重点的に取り組んでまいりました。

各施策の具体的な取り組みは以下のとおりです。

「楽天ぐるなびの強化」については、サイト利用者の拡大及び利便性の向上を図るため、低迷していた有料加盟店舗数及びネット予約対応店舗数の拡大を重要指標と位置付け営業活動に取り組んでまいりました。その結果、当期末のストック型有料加盟店舗数は33,881店舗（前期末比1.2%増）、ネット予約対応店舗数は3.6万店舗（前期末比4.2%増）となり、ともに増加基調への転換を果たしました。また、楽天ID連携会員による当社サイトの積極的な利用を通じたネット予約送客力の向上を目的として、楽天カード株式会社が楽天カード会員に対し多様な特典を提供する「楽天カードプレミアムプログラム」と当社のユーザー会員向けロイヤリティプログラム「幹事ランク制度」との連携を10月より開始いたしました。

「マーケティングエージェントの拡大」については、Google ビジネスプロフィール（GBP）へのクーポン情報の提供や、訪日外国人向けショート動画の作成支援等の新サービスを開始する等、サービスラインナップを拡充いたしました。特にGBPの運用支援においては、サービスの利用店舗数と平均利用単価の双方が前期を上回って推移いたしました。

「商品造成力の向上」については、重要施策ごとに営業・企画・開発が一体となる分科会

を設置し、部門横断的なプロジェクト推進体制を構築いたしました。これにより、意思決定の迅速化と部門間連携の強化を図り、商品造成サイクル「創って、作って、売る。」を推進する強力なエンジンとして機能いたしました。

加えてこれらの取り組みを加速し、今後の売上拡大に向けた体制を強化するため、重点施策に携わる営業、企画、運用の人員増強も実施いたしました。

その他、生成AI活用を推進する「ぐるなびNEXTプロジェクト」のもと、業務の生産性や創造性の向上に取り組んだほか、AIエージェント搭載アプリ「UMAME! (うまみー!）」について、1月に大幅アップデートを実施いたしました。本アップデートでは、掲載店舗情報の拡充やAIエージェント機能の強化によりマッチング精度の向上を図るとともに、Android版のリリース及び多言語対応（3月に英語版を提供開始）を通じて、訪日外国人観光客の利便性向上にも注力いたしました。

当期の売上高は14,132百万円（前期比5.0%増）となりました。事業区分別の売上高は下表のとおりです。

(単位：千円)

	第36期	第37期 (当連結会計年度)	対前期 増減率
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで	
売上高	13,458,275	14,132,741	+5.0%
飲食店販促サービス	10,477,376	11,119,694	+6.1%
ストック型サービス	9,142,293	9,898,544	+8.3%
スポット型サービス	1,335,082	1,221,150	△8.5%
プロモーション	1,168,481	1,225,801	+4.9%
関連事業	1,812,416	1,787,245	△1.4%

ストック型サービスについては、ARPU（1店舗あたり契約高）の伸長に加え、上述のストック型有料加盟店舗数の増加が寄与し、前期比8.3%増となりました。一方、スポット型サービスについては、上期の営業活動においてストック型での受注を重視したこと、またネット予約手数料売上が前期を下回ったことにより、前期比減収となりました。この結果、飲食店販促サービス全体では前期比6.1%増となりました。

プロモーションについては、主に省庁・自治体からの売上が拡大し前期比4.9%増となりました。

関連事業については、2024年4月に開店した厨房機器販売店「テンポスぐるなび」の売上が伸長した一方、店舗開発事業における新規案件の受注見送り等により前期比1.4%減となりました。

費用については、上述の人員増強に伴う労務費及び給与手当、採用費の増加に加え、ソフトウェアの増加に伴う減価償却費、売上拡大に伴う原価の増加等により、前期を上回りました。

以上の結果、営業利益は400百万円（前期比52.7%増）、経常利益は368百万円（前期比41.2%増）となりました。なお、特別利益に投資有価証券売却益103百万円、特別損失に店舗開発事業の一部施設等に係る固定資産の減損処理に伴う減損損失234百万円を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は236百万円（前期比11.9%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、優先株式の償還を目的として2025年2月に調達した短期借入金について、当社の信用力向上を反映した有利な条件のもと、長期借入金への借り換えを同年9月に実行し、有利子負債構成の長期安定化を図りました。併せて、運転資金の効率化及び内部資金の創出により手元流動性が十分に確保されているため、予備的な資金枠としてのコミットメントライン契約について、更新を行わずに合意終了いたしました。これにより、未使用枠に伴う金融コストを削減し、資本生産性の向上と資金効率の適正化を推進いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、総額1,535百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得であります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第34期	第35期	第36期	第37期 (当連結会計年度)
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高(千円)	12,296,066	12,982,592	13,458,275	14,132,741
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△1,664,010	△277,896	261,360	368,950
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△2,286,336	△363,152	211,017	236,068
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△44.25	△8.98	2.00	4.18
総資産(千円)	13,001,006	11,411,162	11,128,907	10,911,260
純資産(千円)	6,898,687	6,137,557	4,978,010	5,243,527
1株当たり純資産額(円)	89.08	85.17	87.34	92.35

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第34期	第35期	第36期	第37期 (当事業年度)
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売 上 高 (千円)	12,017,572	12,758,012	13,233,884	13,911,152
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,370,448	△171,868	365,685	443,080
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△2,189,268	△287,613	291,883	239,493
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△42.49	△7.63	3.43	4.24
総 資 産 (千円)	12,782,265	11,217,166	10,983,448	10,808,880
純 資 産 (千円)	6,688,821	5,989,047	4,892,152	5,157,961
1株当たり純資産額 (円)	85.32	82.54	86.40	91.40

(4) 対処すべき課題

当社は、2024年3月期から2026年3月期までの中期事業方針のもと、着実な売上回復と徹底したコストコントロールに取り組み、上述のとおり2025年3月期において黒字転換を達成いたしました。これにより、全社的なコスト管理能力が向上し、筋肉質な収益体質への転換を果たした一方で、コロナ禍以降の財務安定化を最優先し、既存のメディア事業を通じたネット予約による新規集客支援や既存加盟店のサポートにリソースを重点配分してまいりました。このような中においても、マーケティングエージェントの伸長により業務支援領域での手応えが得られたほか、足元では有料加盟店舗数も増加に転じ始める等の成果がみられたものの、当社独自の強みを活かした飲食店に対する業務・経営支援領域における提供価値のさらなる拡大や、持続的な成長の礎となる有料加盟店舗数の本格的な拡大については、組織全体の遂行能力を最大限に発揮しきれたとはいえず、中長期的な再成長に向け加速の余地を残す結果となりました。

当社を取り巻く事業環境については、顧客である飲食店において、生産年齢人口の減少や各種コストの高騰を背景に、従来の労働集約的な経営手法からの転換が急務となっています。具体的には、デジタルトランスフォーメーションやアウトソーシング活用による省人化・省力化を通じた業務効率化、データやAIの活用による業務の最適化等の必要性が一段と高まっています。また、ネット予約を軸とした新規集客支援を中心とするメディア領域は、多様なプレイヤーの台頭により激しい競争環境にあり、当社が持続的な成長を実現するため

には、従来のメディア事業の成長のみに依拠した事業構造からの転換が不可欠であると認識しております。

このような状況下、当社が「日本の食文化を守り育てる」という創業の想いと「食でつなぐ。人を満たす。」というパーパスのもと、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、飲食店に深く寄り添い、課題を解決するB2Bモデルでの事業展開に回帰・集中し、創業以来のコア・コンピタンスである「サポート力」と「情報資産」を最大限に発揮することが重要であると捉えております。

この方向性を具現化するため、当社グループは2027年3月期から2029年3月期までの3か年を対象とする「中期経営計画2028」を策定いたしました。本計画では、改めて「“真の”飲食店のサポーター」となることをビジョンに掲げ、顧客である飲食店からの当社に対する認識を、従来の「集客メディア」から「経営サポーター」へと転換させる『提供価値の変革』と、中長期的な成長の礎となる『飲食店ネットワークの拡大』を全社方針として推進してまいります。本方針のもと、当社は飲食店の経営手法の転換を伴走支援する「飲食店経営プラットフォーム」としての機能拡充を図るため、具体的に以下の5つの事業戦略に取り組んでまいります。

① メディア・会員サービスの強化

ネット予約を軸とした新規集客支援を中心とするメディア領域は、変化の激しいWebサービスの潮流に左右されやすい側面を有しております。そのため、当社は楽天グループとの強固な連携体制をさらに推し進め、最大限に活用することで、飲食店への安定的かつ持続的な送客サイクルの構築を推進してまいります。具体的には、「幹事ランク制度」の活性化や公式アプリの機能強化、パーソナライズされたプッシュ型情報発信の精度向上等に取り組むことで、楽天会員による「楽天ぐるなび」のリピー特利用を促進いたします。同時に、楽天IDを通じて予約・来店・会計といった外食に関わる行動をシームレスに統合し、楽天会員にとって最も「利便性と利得性の高いメディア」の実現を追求してまいります。

② エージェント事業の確立

外食産業における深刻な人手不足を背景に、Web販促をはじめとする飲食店の多様な業務を代行するエージェント事業は、飲食店のニーズを捉え着実な拡大基調にあります。今後、生産年齢人口の減少に伴い、アウトソーシングへの需要はさらに高まることが予測されること、また、本領域はB2Bモデルへの回帰・集中を進め、当社のコア・コンピタンスである「サポート力」と「情報資産」を最大限に発揮する重要施策のひとつであることから、本

領域を当社の成長の牽引役と位置付け、サービスのさらなる拡充を推進してまいります。運用面においては、生成AIを段階的に導入することで業務の効率化を徹底し、創出したリソースを顧客との対話や潜在ニーズの把握に配分いたします。これにより、個々の店舗に寄り添った付加価値の高いサービス提供と、対応店舗数の拡大を両立させ、事業の実効性を高めてまいります。

③ 加盟価値の拡充

これまで飲食店が当社へ加盟する主な目的はメディア掲載による集客力の向上にありましたが、今後は飲食店の認識を「集客メディア」から「経営サポーター」へと転換させ、当社が選ばれる理由を多角化してまいります。具体的には、店舗ページ掲載やネット予約システムといった従来の基本機能に加え、リピート促進を支援するCRM機能や、店舗の収益及びキャッシュ・フローの改善に寄与する決済関連機能を楽天グループとの協業により付加いたします。これにより、日々の店舗運営における課題解決と収益力の向上に資する価値を創出し、飲食店に深く寄り添うB2Bモデルへの回帰・集中を具現化することで、より一層幅広い飲食店へとターゲット層を拡大いたします。同時に、店舗運営の基幹を支えるサービスとして定着を図ることで、解約リスクを最小化し、強固な顧客基盤を構築してまいります。

④ 営業体制の強化・活動プロセスの改善

上述の「加盟価値の拡充」を通じた飲食店ネットワークの拡大を実効性のあるものとするため、中小規模店を中心とした外食産業と深くつながり・支える力であり、当社のB2Bモデルの要である営業体制の強化及びその活動プロセスの改善を推進してまいります。具体的には、営業人員の増員（2027年3月期において約70名の採用予定）に加え、新規開拓に特化した組織の組成や、生成AIの活用や人材育成体制の強化等による営業スキルの標準化・向上を進めてまいります。また、外部パートナーとの連携による見込み客獲得チャネルの拡充や、生成AIの活用による営業の提案準備工数の削減、受注後のオンボーディング期間の短縮等のプロセス改善にも取り組んでまいります。これらの改革により、有料加盟店舗数の増加ペースを加速させ、中長期にわたる指数関数的成長の礎となる強固な飲食店ネットワークの構築を目指してまいります。

⑤ AI時代に即したデータ基盤の構築・活用

上述の各施策や飲食店ネットワークから得られる多種多様な情報を最大限に活用し、経営支援の精度を高めるため、生成AIを軸としたデータ基盤の構築を進めてまいります。具体的には、AIによる高速かつ柔軟な解析を可能とするインフラ整備に加え、部門を越えてデータや機能を自在に組み合わせる連携体制を構築し、情報の蓄積がさらなる価値向上を生む「自

律的な成長サイクル」を確立いたします。これにより、過去の分析に留まらない予見に基づく先回りのサポートを実現すると同時に、AIを自在に操りながら顧客に寄り添って価値を生み出すプロデュース型組織への変革を図り、「AI×データ×人」の力を融合させた「経営コンシェルジュ」として、飲食店を繁盛へと導く圧倒的な競争優位性を発揮してまいります。

これらの取り組みを通じて、最終年度となる2029年3月期には、売上高18,900百万円（年平均成長率10%）、営業利益1,300百万円（営業利益率7%）、総有料加盟店舗数60,000店舗、総加盟店舗数100,000店舗の達成を目指してまいります。

あわせて、本計画の遂行にあたっては、「ROICマネジメントの実践による収益力と資本生産性の向上」、「戦略的財務基盤の構築」及び「株主還元強化」という3つの視点を軸とした資本コスト経営を推進してまいります。これらを通じて資本効率の最適化を図り、2029年3月期において自己資本当期純利益率（ROE）21%、投下資本利益率（ROIC）16%の達成を目指してまいります。

さらに長期的な視点においては、本中期経営計画期間における飲食店経営プラットフォーム機能の拡充と飲食店ネットワークの拡大を通じて、質及び量の飛躍的な向上を見込む外食産業に関する情報資産の本格的な利活用を進めてまいります。具体的には、飲食店に対し仕入れや調達業務にも支援の領域を広げていくとともに、メーカーや卸等の外食関連事業者との最適なマッチングを図る等、バリューチェーン全体への価値提供を構想しております。こうした情報資産を核としたデータ駆動型のビジネスモデルの本格展開により外食産業のさらなる繁栄と当社の持続的な企業価値向上を実現してまいります。

（ご参考）次期の見通し

次期（2027年3月期）は、この中長期的な企業価値最大化に向けた「始動」の年と位置付けており、将来の指数関数的な成長（Jカーブ成長）を実現するための戦略的な投資を断行いたします。具体的には、飲食店支援領域を中心とした70名規模の採用や見込み客獲得に係るパートナー体制の整備等に約1,000百万円を投じるほか、働きやすさの向上と将来的なコスト削減を目的とした本社移転を実施いたします。一方で、全社的な収益改善施策として、店舗開発事業やモバイルオーダー事業の運営体制見直し等を進めてまいります。

以上の結果、次期の連結業績見通しについては、売上高15,100百万円（前期比6.8%増）、営業損失830百万円、経常損失920百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,000百万円を見込んでおります。

(5) **主要な事業内容**（2026年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、パソコン・スマートフォン等による飲食店等の情報提供サービス、飲食店等の経営に関わる各種業務支援サービスの提供その他関連する事業であります。

(6) **主要な営業所等**（2026年3月31日現在）

- ① 当 社
本 社 東京都千代田区
名古屋営業所 愛知県名古屋市中村区
大阪営業所 大阪府大阪市北区
福岡営業所 福岡県福岡市博多区

② 主要な子会社

株式会社ぐるなびサポートアソシエ	東京都千代田区
株式会社Gダイニング	東京都千代田区
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）	中華人民共和国

(7) **使用人の状況**（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
777名	28名	40.4歳	9.8年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 118名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
745名	24名	40.5歳	10.1年

（注）使用人数には臨時使用人（期中平均 65名）は含んでおりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	20百万円	100%	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供
株式会社Gダイニング	10百万円	100%	飲食店の経営、企画、運営及び管理等
咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司 （ぐるなび上海社）	650百万円	80%	中国市場における日本製品のプロモーション、訪日インバウンド促進、現地グルメファン向けメディア促進等

(9) 主要な借入先及び借入額の状況（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	2,200,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	628,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	450,002千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は2025年11月12日に東京証券取引所プライム市場から東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分を変更いたしました。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	184,000,000株
② 発行済株式の総数 普通株式	56,903,800株
③ 株主数 普通株式	17,814名
④ 上位10名の大株主	

株主名	持株数	持株比率
楽天グループ株式会社	9,274,600株	16.45%
滝久雄	7,097,800株	12.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,268,500株	5.79%
株式会社 SHIFT	2,257,300株	4.00%
公益財団法人日本交通文化協会	1,862,800株	3.30%
杉原章郎	1,322,789株	2.34%
小田急電鉄株式会社	1,128,500株	2.00%
東京地下鉄株式会社	973,600株	1.72%
滝裕子	847,000株	1.50%
株式会社 オプティム	779,200株	1.38%

(注) 持株比率は自己株式 (526,662株) を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）

		株式会社ぐるなび 平成23年12月発行 新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日		2011年11月18日	
新株予約権の総数		40個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	8,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり (1株当たり 310円50銭) (注1)	62,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 1円)	200円
新株予約権の行使期間		2011年12月10日から 2041年12月9日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注2)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—
		保有者数	—
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—
		保有者数	—
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	40個
		目的となる株式数	8,000株
		保有者数	1人

(注1) 2014年4月1日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整している。

- (注2) 1. 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができる。
2. 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
4. その他新株予約権の行使の条件は、当該取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	社 外 取締役	独 立 役員	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長			滝 久 雄	(株)エヌケービー取締役会長・創業者 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事） (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談役
代表取締役社長			杉 原 章 郎	(株)楽天野球団取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役
取 締 役	○	○	藤 原 裕 久	東急(株)取締役専務執行役員
取 締 役	○		笠 原 和 彦	楽天東急プランニング(株)代表取締役社長 楽天ペイメント(株)エグゼクティブプランナー
取 締 役	○		安 藤 公 二	CPAエクセレントパートナーズ(株)取締役副社長 楽天グループ(株)顧問
取 締 役	○		松 村 亮	楽天グループ(株)副社長執行役員 コマース&マ ーケティングカンパニー プレジデント
取締役監査等委員 (常 勤)			鈴 木 清 司	
取締役監査等委員	○	○	佐 藤 英 彦	
取締役監査等委員	○	○	石 田 義 雄	
取締役監査等委員	○	○	南 木 み お	生化学工業(株)社外取締役 住友重機械工業(株)社外監査役 日本中央競馬会経営委員 南木・北沢法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 当事業年度における重要な兼職の状況を記載しております。
2. 杉原章郎氏は、2025年6月27日付でテクマトリックス(株)監査等委員である取締役を退任しました。
また、笠原和彦氏は、2026年3月23日付で楽天ペイメント(株)取締役副社長を退任しました。
3. 監査等委員の監査・監督機能を強化し、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴木清司氏を常勤監査等委員に選定しております。
4. 常勤監査等委員鈴木清司氏及び監査等委員石田義雄氏は、当社又は他社において長年にわたり常勤監査役を務めた経験があり、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して株主代表訴訟を含む損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為若しくは法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の対象外にしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等（以下単に「報酬」といいます。）は、企業理念を実践し、かつ企業価値向上を実現できる人材の獲得に資するものであることを前提に、経済環境や市場水準をふまえ各取締役に求められる役割・責任に応じた貢献に報いることを基本方針として決定するものとします。

また、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬は、「固定基本報酬」、業績連動報酬である「短期インセンティブ」及び株式報酬である「中長期インセンティブ」（以下短期インセンティブと中長期インセンティブを合わせて「変動報酬」といいます。）で構成されており、詳細は以下の通りです。

I. 「固定基本報酬」は、各取締役に対し、その職責等をふまえて固定額を定め、金銭にて毎月支給するものとします。

II. 「短期インセンティブ」は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、年次賞与として、年1回金銭で支給するものとします。金額の決定にあたっては、各事業年度における会社の業績への貢献度の測定に最も適していることから、決算短信において公表している連結純利益の予想値を基本的な指標とし、その他取締役の役位及び担当事業の業績・成果等を勘案するものとします。なお、各事業年度の会社の業績により、支給しないこともあります。また、当事業年度を含む連結純利益の推移は、1. (3) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

III. 「中長期インセンティブ」は、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした内容の譲渡制限付株式報酬制度を採

用しております。なお、付与する額・数は、各対象取締役の職責等をふまえたものとし、かつ各事業年度の会社の各種業績指標やその他の定性的な要素を総合的に勘案して決定するものとして、在任中に年1回付与するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して変動報酬を支給する場合には、原則として固定基本報酬の3分の2を上回らない水準で支給するものとします。

業務執行取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額固定基本報酬での支給を基本としますが、必要に応じて中長期インセンティブの支給を検討し決定するものとします。監査等委員である取締役に対しては、固定基本報酬のみを支給します。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の内容の決定についての全部を取締役会から一任された代表取締役社長が、ガバナンス委員会の審議を経た上で、株主総会で決議された総額の範囲内で決定するものとします。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、上記の決定方針は、2023年6月21日開催の取締役会で決定したものであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会の審議を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額を年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額5千万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額を年額2億7千万円以内（うち、社外取締役分は年額2千万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、経営の機動性を確保する理由から、取締役会の委任決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の固定報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動報酬の額を決定することをその権限の内容として、代表取締役社長杉原章郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	株式報酬 (中長期インセンティブ)	
取締役（監査等委員を除く）	112,110	110,100	－	2,010	5
（うち社外取締役）	(9,150)	(9,150)	(－)	(－)	(3)
取締役（監査等委員）	33,000	33,000	－	－	5
（うち社外取締役）	(18,000)	(18,000)	(－)	(－)	(4)
計	145,110	143,100	－	2,010	10
（うち社外取締役）	(27,150)	(27,150)	(－)	(－)	(7)

（注） １．業績連動報酬（短期インセンティブ）の算定方法、算定に用いる業績指標等は、上記①Ⅱのとおりです。

２．株式報酬（中長期インセンティブ）は、非金銭報酬であり、その費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況は、事業報告4.(1)取締役の氏名等に記載のとおりです。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区 分	氏 名	兼職先と当社との関係
取締役	藤 原 裕 久	東急(株)との間で、当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配に係る取引があります。
取締役	松 村 亮	楽天グループ(株)との間で、主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の楽天ポイントの付与及びマーケティング委託費 ・システム利用料 ・出向者給与等

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況は、事業報告4.(1)取締役の氏名等に記載のとおりです。
 - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況及び取締役会等における発言状況
- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位 氏名	出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会 監査等委員会	
取締役 藤原 裕久	12/12回 (100%)	経営管理や事業開発における豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行から独立した客観的な立場で経営の監督を行うとともに、取締役会等の場において事業計画等に対し経営者としての知見から公平な助言・提言を行うことで、意思決定の妥当性と適切性の確保に努めております。
	—	
取締役 笠原 和彦	10/10回 (100%)	長年の経営経験や決済システム及びセールスに関する高い見識に基づき、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督するとともに、取締役会等において事業計画等に対し専門的な知見から公平な助言・提言を行うことで、意思決定の妥当性と適切性の確保に努めております。
	—	
取締役 安藤 公二	10/10回 (100%)	EC事業やベンチャーキャピタル、並びに内部監査担当役員としての豊富な経営経験と高い見識に基づき、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督するとともに、取締役会等において事業計画等に対し専門的な知見から公平な助言・提言を行うことで、意思決定の妥当性と適切性の確保に努めております。
	—	
取締役 松村 亮	10/10回 (100%)	EC事業やマーケティングにおける豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督するとともに、取締役会等において事業計画等に対し経営管理の専門的知見から公平な助言・提言を行うことで、意思決定の妥当性と適切性の確保に努めております。
	—	
取締役 (監査等委員) 佐藤 英彦	12/12回 (100%)	警察庁における豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づき、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督するとともに、取締役会等において特にリスク管理の観点から専門的な助言・提言を行うことで、意思決定の妥当性と適切性の確保に努めております。
	11/12回 (92%)	
取締役 (監査等委員) 石田 義雄	12/12回 (100%)	東日本旅客鉄道株式会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督するとともに、取締役会等において当社の事業展開方針等に対し専門的な知見から公平な助言・提言を行うことで、意思決定の妥当性と適切性の確保に努めております。
	12/12回 (100%)	
取締役 (監査等委員) 南木 みお	10/10回 (100%)	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督するとともに、取締役会等において特にコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの観点から専門的な助言・提言を行うことで、意思決定の妥当性と適切性の確保に努めております。
	10/10回 (100%)	

・取締役笠原和彦氏、安藤公二氏、松村亮氏及び南木みお氏につきましては、2025年6月25日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,750千円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	42,750千円
② 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	0千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
3. 会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前期に係る追加報酬の額が2,000千円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、85,500千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員（以下「取締役等」という。）・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）のコンプライアンスに関する基本方針を以下のとおり制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、使用人に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

私たちぐるなびは、「食でつなぐ。人を満たす。」というPURPOSEのもと、食の可能性を信じ、世界中のヒト・モノ・コトをつなげ、人が満たされる場を創出する企業として存在しています。

その存在価値を最大化するためには、役員や社員一人ひとりが、法令や社会規範の順守は当然として、当社グループを取り巻くすべてのみなさまからの信頼に応え、企業市民として期待される社会的責任を果たすことが不可欠です。

そこで、当社は、「株式会社ぐるなび コンプライアンス指針」として次頁の項目を定め、実践していくことをお約束します。

1. お客様の視点に立ち、お客様が満足するサービスを提供し、信頼の向上に努めます。お客様の声を誠実に受け止め、サービスの向上に活かします。お客様に正しい情報を提供することに努めるとともに、他人の知的所有権を侵害しません。

2. 社員の人権と人格を尊重し、働きやすい職場づくりに努めます。

理念体系に定める3つの「社員との約束」を守るとともに、多様性を尊重します。差別やハラスメントには厳正に対処し、安心して働ける会社を目指します。

3. 取引先とは常に対等な関係を保ち、公正な取引を実践します。

取引先とは公正・公平な関係を維持し、お互いが発展するために努力します。健全な競争を行い、食に関わる全ての業界が一層発展することを目指します。

いかなる反社会的勢力とも関係を持ちません。

4. 情報を、適切に管理および利活用します。

高度な情報セキュリティ環境を構築し、不正な手段により情報を得ようとする者から当社

の情報を守ります。

情報を適切な手続きを経て入手するとともに、安全かつ世の中に貢献できるサービスを提供するために利活用します。

5. 透明性の高い企業運営に努めます。

事業を推進するために、適正な手続きを遵守します。会計に関する法令を順守した、適切な財務報告を実践します。

投資家の皆様に対し、適時・適切な情報を開示し、インサイダー取引の防止に努めます。

国、行政機関等から一定の目的をもって提供された資金（補助金、助成金、競争的研究費等）を適切に管理し、不正防止に努めます。

(2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する。

(3) 当社は、当社グループ各社の役員、使用人がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。

当社は、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、当社グループ各社の使用人が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。

報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、常勤監査等委員に報告するとともに、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。

(4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「いかなる反社会的勢力とも関係を断ち、かつ、不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。

(5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。

(6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社グループの役員、使用人に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。

(7) 当社の内部監査部署は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、「経営情報管理規程」を制定する。
- (2) 次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに、「経営情報管理規程」に基づき適切に保存・管理する。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・計算書類の附属明細書
- ・稟議書
- ・その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当執行役員は、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を制定する。

同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

- (2) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態または危機の発生に備え、当社グループ全体の「危機管理基本規程」及び「大規模災害時対応要領」を定め、当社グループ各社の役員、使用人に周知する。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- ①「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等意思決定ルール の策定
- ②代表取締役社長・執行役員を構成員とする経営執行会議の設置
- ③当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の

伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2) 当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有する。

(3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(4) 当社子会社の取締役等は、当社の「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会と協議して、主として監査部の使用人から監査職務補助者を選任し、必要な人員を配置する。監査職務補助者は、専ら監査等委員会の指示に従って、その職務を補助する。

(2) 当社の取締役は、当該監査職務補助者が監査等委員会の指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。

(3) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ることを要する。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査等委員会に報告する。ただし、常勤監査等委員あるいはその指名を受けた監査等委員が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

1) 経営執行会議で審議された重要な事項

2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

3) 内部監査に関する重要な事項

4) 重大な法令・定款違反に関する事項

5) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(2) 当社グループ各社の役員・使用人は、上記(1)の2)、4)及び5)に関する重要な事実を発見した場合又は他の役員若しくは使用人から報告を受けた場合には、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査等委員会に直接報

告できるものとする。

(3) 上記(2)に基づき報告を行った使用人が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該使用人に対しては、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を、監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 常勤監査等委員は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査部の内部監査報告に合わせて行う。また、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査等委員会への報告等について遺漏のないことの確認を行う。

(2) 常勤監査等委員は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図る。内部監査については、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役等の職務執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則毎月1回の取締役会を開催（当事業年度中は12回）し、取締役の職務執行の監督及び法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。また、独立役員である複数の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

なお、子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社からの事前の承認及び報告の体制を整えており、財務状況等についても当社の取締役会で報告しております。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス指針」を定めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の徹底を図るた

め、基本方針に則り、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施いたしました。

また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を2回開催し、当社グループのコンプライアンスやリスク管理上の重要な問題を審議いたしました。

さらに、当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合にすみやかに報告を受け、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内及び外部機関に設置しております。

内部監査につきましては、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

③ 監査等委員である取締役の職務執行について

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名により構成され、原則として月1回開催しております。

当事業年度において、監査等委員会は12回開催され、当社グループの監査に関する重要な事項について委員相互による意見交換をしております。また、常勤監査等委員は、取締役会、経営執行会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席すること、定期的に代表取締役社長及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員と意見交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として捉えており、企業価値の最大化を念頭に健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ収益状況に応じた利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は基本的に中間配当と期末配当の年2回実施することとしており、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこと、また毎年9月30日又は3月31日を基準日とし配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の普通株式に係る配当については、上述の当期連結業績を踏まえ、現時点において当社事業の中長期にわたる再成長のための事業展開に備えた内部留保の確保が最も重要な課題であること等から、誠に遺憾ながら無配といたしました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,987,145	流 動 負 債	2,411,688
現 金 及 び 預 金	3,300,833	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	154,279
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,527,804	1年内返済予定の長期借入金	243,996
未 収 入 金	1,525,594	未 払 金	1,257,572
そ の 他	693,676	未 払 法 人 税 等	4,203
貸 倒 引 当 金	△60,763	預 り 金	40,373
固 定 資 産	2,924,115	賞 与 引 当 金	336,138
有 形 固 定 資 産	244,141	ポ イ ン ト 引 当 金	5,405
建 物 及 び 構 築 物	90,454	契 約 負 債	128,223
そ の 他	153,687	資 産 除 去 債 務	82,590
無 形 固 定 資 産	1,870,821	そ の 他	158,905
ソ フ ト ウ エ ア	1,367,262	固 定 負 債	3,256,044
そ の 他	503,558	長 期 借 入 金	3,034,006
投 資 そ の 他 の 資 産	809,152	資 産 除 去 債 務	140,405
投 資 有 価 証 券	399,311	繰 延 税 金 負 債	53,187
敷 金 及 び 保 証 金	244,824	そ の 他	28,445
そ の 他	165,016	負 債 合 計	5,667,733
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	5,019,933
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	5,502,562
		利 益 剰 余 金	466,228
		自 己 株 式	△1,048,858
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	186,698
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	116,885
		為 替 換 算 調 整 勘 定	69,812
		新 株 予 約 権	4,968
		非 支 配 株 主 持 分	31,927
		純 資 産 合 計	5,243,527
資 産 合 計	10,911,260	負 債 純 資 産 合 計	10,911,260

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結損益計算書

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			14,132,741
売上原価			5,770,332
売上総利益			8,362,409
販売費及び一般管理費			7,961,626
営業利益			400,782
営業外収益			
受取利息	15,194		
受取配当金	7,000		
助成金収入	9,724		
固定資産受贈益	7,892		
受取補償金	6,982		
違約金収入	6,384		
その他	13,031		66,209
営業外費用			
支払利息	78,596		
株式報酬費用	8,109		
その他	11,334		98,040
経常利益			368,950
特別利益			
投資有価証券売却益	103,579		
その他	1,236		104,815
特別損失			
減損損失	234,715		234,715
税金等調整前当期純利益			239,050
法人税、住民税及び事業税	4,563		
法人税等調整額	—		4,563
当期純利益			234,487
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,581
親会社株主に帰属する当期純利益			236,068

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	5,529,704	230,160	△1,088,584	4,771,280
当 期 変 動 額					
自己株式の処分		△27,141		39,726	12,584
親会社株主に帰属 する当期純利益			236,068		236,068
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△27,141	236,068	39,726	248,652
当 期 末 残 高	100,000	5,502,562	466,228	△1,048,858	5,019,933

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	89,352	66,031	155,384	18,770	32,575	4,978,010
当 期 変 動 額						
自己株式の処分						12,584
親会社株主に帰属 する当期純利益						236,068
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	27,533	3,781	31,314	△13,802	△648	16,864
当 期 変 動 額 合 計	27,533	3,781	31,314	△13,802	△648	265,516
当 期 末 残 高	116,885	69,812	186,698	4,968	31,927	5,243,527

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	3 社
主要な連結子会社の名称	株式会社ぐるなびサポートアソシエ 株式会社Gダイニング 咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称

（非連結子会社） 該当事項はありません。

（関連会社） 株式会社日本食材情報

（持分法を適用していない理由）

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、咕嘟妈咪（上海）信息咨询有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

ぐるなび会員等に当社負担で販促活動により付与したポイント等の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

二. 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

プロモーションサービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

関連事業の収益のうちストック型サービスに該当するものについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しており、その他については、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取利息」(前連結会計年度5,088千円)及び「受取配当金」(前連結会計年度5,000千円)については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「コミットメントフィー」(当連結会計年度3,008千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	連結損益計算書計上額 (減損損失)
有形固定資産	244,141	232,882
長期前払費用(注)	97,896	1,833

(注) 投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、関連事業の固定資産の減損損失の検討にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として所在地別に資産のグルーピングを行っており、当該単位で減損の兆候の有無を判断しております。

兆候があると判断された資産グループは、割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基に見積もっており、売上高の今後の見通し及び割引率を主要な仮定として用いております。

これらの仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして連結計算書類に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,583,537千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額 (千円)
茨城県東茨城郡 茨城町	店舗用設備等	建物及び構築物	46,826
		その他	5,080
東京都江戸川区	店舗用設備等	建物及び構築物	7,023
		その他	4,454
富山県富山市	店舗用設備等	建物及び構築物	155,624
		その他	15,706

当社グループは、事業用資産については、事業区分をもとにグルーピングを行っており、さらに関連事業については所在地別に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、関連事業の一部の資産グループについて、来店客数や顧客単価に影響を受ける収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率10.4%で算出しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,903,800株	－株	－株	56,903,800株
合計	56,903,800株	－株	－株	56,903,800株
自己株式				
普通株式	501,462株	46,500株	18,300株	529,662株
合計	501,462株	46,500株	18,300株	529,662株

(注) 自己株式の普通株式の増加46,500株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を退職のため無償取得したことによるものであります。
自己株式の普通株式の減少18,300株は、新株予約権の権利行使によるものであります。
自己株式の当連結会計年度末の株式数は、他人名義所有株式3,000株を含んでおります。

(2) 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
当社	2011年12月 発行新株予約権 (株式報酬型)	普通株式	16,000	－	－	16,000	4,968
	2020年9月 発行新株予約権	普通株式	20,100	－	20,100	－	－
合計			36,100	－	20,100	16,000	4,968

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

- (5) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2011年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	16,000株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。また資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 116,145千円）は下表に含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
1. 投資有価証券			
其他有価証券	283,165	283,165	—
2. 敷金及び保証金	491,714	469,476	△22,238
3. 長期借入金	(3,278,002)	(3,275,463)	(△2,538)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

1. 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

2. 敷金及び保証金

1年内回収予定の敷金及び保証金を含んでおります

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 長期借入金

1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

(3) 金融商品の連結決算日後の償還及び返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形及び売掛金	2,527,804	—	—	—
未収入金	1,525,594	—	—	—
敷金及び保証金	256,960	20,654	214,099	—
資産計	4,310,359	20,654	214,099	—
支払手形及び買掛金	154,279	—	—	—
未払法人税等	4,203	—	—	—
未払金	1,257,572	—	—	—
長期借入金	243,996	3,034,006	—	—
負債計	1,660,051	3,034,006	—	—

(4) 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	283,165	－	－	283,165
資産計	283,165	－	－	283,165

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	－	－	469,476	469,476
資産計	－	－	469,476	469,476
長期借入金	－	3,275,463	－	3,275,463
負債計	－	3,275,463	－	3,275,463

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	金 額
飲食店販促サービス（ストック型サービス）	9,898,544
飲食店販促サービス（スポット型サービス）	1,221,150
プロモーション	1,225,801
関連事業	1,715,701
顧客との契約から生じる収益	14,061,197
その他の収益	71,544
外部顧客への売上高	14,132,741

(注) その他の収益は、不動産の賃貸による収入等に係る売上であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 92円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円18銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,788,775	流 動 負 債	2,394,874
現金及び預金	3,114,894	買掛金	148,915
売掛金	2,528,952	1年内返済予定の長期借入金	243,996
商仕掛品	55,552	未払金	1,254,932
貯蔵品	3,002	未払法人税等	3,695
前払費用	1,766	契約負債	128,223
未収入金	360,202	預り金	40,210
その他の金	1,516,036	未払消費税等	144,360
貸倒引当金	269,132	賞与引当金	331,775
固定資産	△60,763	ポイント引当金	5,405
有形固定資産	3,020,104	資産除去債務	82,590
建物	243,565	その他の	10,769
工具、器具及び備品	90,263	固定負債	3,256,044
その他の	150,623	長期借入金	3,034,006
無形固定資産	2,678	資産除去債務	140,405
ソフトウェア	1,870,821	繰延税金負債	53,187
その他の	1,367,262	その他の	28,445
投資その他の資産	503,558	負債合計	5,650,918
投資有価証券	905,717	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	399,311	株 主 資 本	5,036,107
関係会社出資金	20,000	資 本 金	100,000
関係会社長期貸付金	109,400	資 本 剰 余 金	5,521,456
長期前払費用	242,230	その他資本剰余金	5,521,456
敷金及び保証金	97,896	利 益 剰 余 金	463,509
その他の	235,880	利 益 準 備 金	25,000
貸倒引当金	10	その他利益剰余金	438,509
	△199,011	繰越利益剰余金	438,509
		自 己 株 式	△1,048,858
		評価・換算差額等	116,885
		その他有価証券評価差額金	116,885
		新株予約権	4,968
資 産 合 計	10,808,880	純 資 産 合 計	5,157,961
		負 債 純 資 産 合 計	10,808,880

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,911,152
売 上 原 価		5,661,798
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,249,354
営 業 外 収 入		7,768,996
営 業 外 収 益		480,358
受 取 利 息	17,378	
受 取 配 当 金	7,000	
受 取 資 産 受 贈 益	7,892	
受 取 補 償 金	6,982	
違 約 金 収 入	6,384	
そ の 他	13,137	58,775
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78,596	
株 式 報 酬 費 用	8,109	
そ の 他	9,347	96,053
経 常 利 益		443,080
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	103,579	
そ の 他	1,236	104,815
特 別 損 失		
減 損 損 失	234,715	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,991	304,707
税 引 前 当 期 純 利 益		243,188
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,695	
法 人 税 等 調 整 額	-	3,695
当 期 純 利 益		239,493

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	5,548,598	5,548,598	25,000	199,016	224,016
当 期 変 動 額						
自己株式の処分		△27,141	△27,141			
当 期 純 利 益					239,493	239,493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	△27,141	△27,141	－	239,493	239,493
当 期 末 残 高	100,000	5,521,456	5,521,456	25,000	438,509	463,509

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,088,584	4,784,030	89,352	89,352	18,770	4,892,152
当 期 変 動 額						
自己株式の処分	39,726	12,584				12,584
当 期 純 利 益		239,493				239,493
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			27,533	27,533	△13,802	13,731
当 期 変 動 額 合 計	39,726	252,077	27,533	27,533	△13,802	265,808
当 期 末 残 高	△1,048,858	5,036,107	116,885	116,885	4,968	5,157,961

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～15年
----	--------

工具、器具及び備品	3年～20年
-----------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

ぐるなび会員等に当社負担で販促活動により付与したポイント等の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

プロモーションサービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

関連事業の収益のうちストック型サービスに該当するものについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しており、その他については、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取利息」(前事業年度4,734千円)及び「受取配当金」(前事業年度5,000千円)については、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「コミットメントフィー」(当事業年度3,008千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	損益計算書計上額 (減損損失)
有形固定資産	243,565	232,882
長期前払費用	97,896	1,833

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして計算書類に計上しておりますが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,564,704千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 8,731千円

長期金銭債権 242,230千円

短期金銭債務 12,849千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 50,459千円

営業費用 144,998千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金額 (千円)
茨城県東茨城郡 茨城町	店舗用設備等	建物	46,826
		工具、器具及び備品	422
		その他	4,658
東京都江戸川区	店舗用設備等	建物	7,023
		工具、器具及び備品	2,621
		その他	1,833
富山県富山市	店舗用設備等	建物	155,624
		工具、器具及び備品	15,706

当社は、事業用資産については、事業区分をもとにグルーピングを行っており、さらに関連事業については所在地別に資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、関連事業の一部資産グループにおいて、来店客数や顧客単価に影響を受ける収益性の低下により、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを割引率10.4%で算出しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	501,462株	46,500株	18,300株	529,662株

(注) 当事業年度末の株式数は、他人名義所有株式3,000株を含んでおります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金	6,438,470
減価償却超過額	93,640
減損損失	369,998
投資有価証券評価損	267,345
貸倒損失	26,059
貸倒引当金損金算入限度超過額	92,038
賞与引当金	117,547
株式報酬費用	33,528
契約負債	32,022
長期資産除去債務	44,078
短期資産除去債務	29,261
未払賞与社会保険料	18,662
その他	36,852
繰延税金資産小計	7,599,508
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,161,037
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,438,470
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	53,187
繰延税金負債合計	53,187
繰延税金資産の純額	△53,187

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：％)
法定実効税率	34.6
受取配当金益金不算入額	△0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	1.5
評価性引当額の増減額	△36.7
株式報酬費用(社外流出)	2.2
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.5

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼 任等	事業上の 関係				
主要株主	楽天グル ープ株式 会社	直接 16.45%	兼任あり	資本業務 提携関係	販売促進費 (注(1))	1,494,623	未払金	287,028
					被出向者給 与の支払 (注(2))	62,544		
					その他 (注(1))	1,200		
子会社	株式会 社 Gダイニ ング	直接 100.0%	兼任あり	資金の貸付	資金の貸付 (注(3))	－	長期貸付 金	242,230
					利息の受取 (注(3))	2,588	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)市場価格等を勘案し当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

(2)出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。

(3)資金の貸付は、市場の金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 91円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円24銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 原 諭
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 原 諭
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社ぐるなび 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 鈴 木 清 司 ㊞

監 査 等 委 員 佐 藤 英 彦 ㊞

監 査 等 委 員 石 田 義 雄 ㊞

監 査 等 委 員 南 木 み お ㊞

(注) 監査等委員佐藤英彦、石田義雄及び南木みおは、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。